

10月1日から始まる

新型インフルエンザワクチン接種事業の概要

新型インフルエンザ対策として、国は、WHO(世界保健機関)が若年者を含め重篤化する可能性を警告していることや、ワクチン接種を強く推奨していることなどを踏まえ、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、すべての国民に対して新型インフルエンザワクチン接種を引き続き実施することとし、10月1日から新たな新型インフルエンザワクチン接種事業が始まります。

接種事業の内容は全国で統一されていますが、国において接種費用は地域の実情を反映させるため、地区医師会との協議によって市町村ごとに決めることとなり、他市町と接種費用が異なる場合があります。自分を守るため、また、家族や知人を守るため、ワクチン接種をお勧めします。



●接種対象者

すべての国民

※優先接種対象者は定めませんので、ワクチン接種を希望される方全員が受けられます。

●接種期間

10月1日～年度末

※接種スケジュールは設けません。

●接種回数

原則として13歳未満の方は2回、13歳以上の方は1回
 ※1歳未満児はワクチンの免疫が付きにくいといわれています。接種の際には接種医と相談してください。

●接種費用

大田原市内の医療機関では、次の①から④の料金が設定されています。

- ① 1回目の接種の場合 3600円
- ② 2回目であって、1回目の接種と同一医療機関で接種する場合 2550円
- ③ 2回目であって、1回目と異なる医療機関で接種する場合 3600円
- ④ 予診の結果、接種を行えなかった場合 1790円

※右に示した料金を上限として医療機関ごとに任意の料金を設定する場合がありますので、接種前に医療機関にお問い合わせください。

●接種ワクチン

次の①または②のいずれかを接種希望者が選択してください。

- ① 新型(H1N1)・A香港型(H3N2)・B型の3種を混合した3個ワクチン

② 新型インフルエンザ(H1N1)のみの1価ワクチン

●接種実施医療機関

現時点では決定されていませんので、決定され次第、広報おたわらおよび市ホームページでお知らせします。

●接種に係る注意事項

・ワクチンの効果は完全ではありません。ワクチンを接種してもインフルエンザに感染することがありますし、接種した当日から効果があるわけではありません。効果の発現には個人差があります。
 ・ワクチン接種を受ける方またはその保護者の方は、ワクチン接種の効果とリスクをご理解の上、接種を受けてくださるようお願いいたします。

●接種費用の助成(低所得者負担軽減措置)

生活保護世帯および住民税非課税世帯の方に対して、接種費用の全額を助成

接種費用助成申請の仕方

生活保護世帯および住民税非課税世帯の方に対しては接種費用の助成が継続されますので、接種費用の助成を受けるため、該当する方は内容を確認のうえ申請してください。

●助成方法

償還払い方式により接種した方に助成

※医療機関で支払った接種費用を市から口座振込で払い戻します。

●助成対象者

次のいずれかに該当する方
 ・生活保護世帯
 ・住民税非課税世帯の被接種者
 ※非課税世帯の判定は平成22年1月1日時点で大田原市に住所がある方しか確認できませんので、それ以降に転入された方は従前の住所地で「非課税世帯であることを確認できる書類」を取得する必要があります。

●助成額

新型インフルエンザワクチン接種費用の全額を助成

●申請場所

健康政策課(本庁舎東別館1階)

●申請受付期間

10月1日から平成23年3月31日までの市役所の開庁日

●申請受付時間

午前8時30分～午後5時15分

●必要書類等

次の①から③をお持ちのうえ申請してください。

- ① ワクチン接種のみの領収書
- ② 印鑑
- ③ 通帳など振込先がわかる書類

●問い合わせ

健康政策課健康危機管理係
 TEL (23) 8704
<http://www.city.ottawara.tochigi.jp/>